大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月29日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フレスコキクチ蔵王店 刈田郡蔵王町大字円田字西浦北44番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 株式会社キクチ 代表取締役 菊地 逸夫 福島県相馬市中村字宇多川町17番地
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 出入口となる県道12号線(白石上山線)は、観光シーズン、週末等混雑が 予想される日には、交通誘導員を配置する等、歩行者や自転車の通行も含めた 出入口付近の安全確保に努められたい。
 - (2) 夜間における青少年の利用が予想され、非行を含めた諸問題が懸念されるため、警備員等を配置し、店舗内外を定期的に巡回する等、防犯対策を講じ、青少年の健全育成に努められたい。
- 4 地域住民等の意見の概要

蔵王町商工会の意見

- (1) 出店に伴い様々な問題が生じた時又は周辺在住の町民から要望や苦情があった時には、専門の窓口において誠意をもって速やかに対処されたい。
- (2) 進出企業として地元に貢献できうることとして地元高校卒業生など正規従業員として多数雇用されるよう期待したい。
- (3) 街づくりの一環として地元商店との共存共栄が図れるよう商工会事業に積極的に参加していただき、より良い経済活動が継続するようお願いしたい。
- (4) 蔵王町には安全安心な農作物・加工製品等があるので、販売機会を設けていただき、販売促進・PRに努めていただきたい。
- (5) 産業廃棄物処理については、地元の業者にお願いしたい。

地域住民の意見

(1) 蔵王町は主幹産業が観光であり、中規模店等が一か所に集中すると、道路事情が他市町村に比べ十分とはいえないため、県外車も含めた他地域からの車の

流入増加による交通渋滞等も懸念され、観光への悪影響も起こりえる。

- (2) 地区内の既存商店街を直撃し、急速な衰退を促すことが考えられる。衰退することがあるならば、その失われるものの大きさは金銭や固定資産税の大幅な減少などでは計測できないものと考えられる。
- (3) 町内商店街、商店の衰退は、さらに深刻なものとなる。多くの店のシャッターが昼間から降りたような寂れた商店街は観光客にとっても魅力が乏しく環境客の来街の減少に繋がる。
- (4) 蔵王町は交通の便が悪いため、マイカーでしか行けない地区の店舗は高齢者には利用しづらい。
- (5) 自由競争はある程度必要だが、過度になると社会的悪になる。県外の店舗が進出することに反対する。地元の既存の業者を価格勝負で追い込み、撤退(廃業)させる。数年後採算が合わなくなれば、撤退。瞬間的には雇用の増加と消費者の利便もあるかもしれないが、利益は県外に持ち出され、撤退した後を考えれば、トータルでは地域に恩恵はない。便利の後にリアクションとして以前より増した不便・不利益・不都合が残る。
- (6) また、放射能の影響も大きい。本店が福島であり取扱商品は福島産が多いため不安である。生鮮産品はもとより全ての販売商品の放射能線検査の実施並びに検査結果の表示をお願いしたい。
- (7) 出店は凍結してもらいたい。
- 5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課,宮城県県政情報センター,大河原地方県政情報コーナー及び蔵王町役場

6 縦覧期間

平成24年2月29日から平成24年3月29日まで(ただし、閉庁日を除く。)